

## 第43号議案

権利放棄につき議決を求めることについての議案に関する知事への意見  
について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、権利放棄につき議決を求めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和6年2月6日

滋賀県教育委員会

---

権利放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について

格別の意見はない。

権利放棄につき議決を求めることについての議案について

1 概要

滋賀県奨学資金貸与金の返還について債務者と連帯保証人が破産し免責され、今後回収の見込みがないため権利放棄をすることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

2 放棄する債権の内容

(ア) 返還義務者

(イ) 貸与額および返還済額

貸与額	482,000円
返還済額	357,000円
未返還額(元金)	125,000円

(ウ) 権利放棄する額

①奨学資金返還金(元金)	125,000円
②上記返還金に係る延滞利息	延滞日数に応じ、年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額
③返還済額に係る延滞利息	271,544円

議第 号

権利放棄につき議決を求めることについて  
上記の議案を提出する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて  
滋賀県奨学資金貸与金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

返還義務者および金額

番号	返還義務者	金額
1		125,000 円に返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を加算した額および返還すべき日を超えて返還された奨学資金に対する延滞利息 271,544 円